

原町市まちづくり基本条例をここに公布する。

平成十六年十二月二十四日

原町市長 渡辺 一成

原町市条例第十六号

原町市まちづくり基本条例

目次

前文

第一章 総則（第一条 第三条）

第二章 まちづくりの基本原則（第四条・第五条）

第三章 まちづくりにおける役割と権利・責務等

第一節 市民（第六条 第十条）

第二節 市議会（第十一条）

第三節 執行機関（第十二条 第十八条）

第四章 まちづくりの基本原則に基づく仕組み

第一節 総合計画等の策定（第十九条）

第二節 情報共有の推進（第二十条・第二十一条）

第三節 参加と協働の推進（第二十二条 第二十六条）

第五章 国や他の自治体との連携（第二十七条）

第六章 条例の検討及び見直し（第二十八条）

附則

前文

私たちのまち原町市には、伝統を誇る相馬野馬追や報徳仕法により復興を遂げた歴史と四季が彩る美しい自然があります。

これらを次の世代に引き継ぎ、いつまでも愛着をもって居心地よく過ごすことができるまちにするには、私たち一人ひとりの人権が尊重され、平和で安全な社会を築くとともに、お互いが学びあい文化に触れ合うことができるまちづくりが必要です。

私たち原町市民は、真の自立した豊かな地域社会を目指し、すべての人が情報を共有し、人と人のつながりを大切に支えあいながら、協働する市民主体のまちづくりを実践するために、この条例を制定します。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、本市におけるまちづくりに関する基本原則を確認し、基本的事項を定めることにより、自治を推進することを目的とします。

(条例の位置付け)

第二条 この条例は、本市のまちづくりの基本となるものであり、他の条例、規則等の制定改廃及び制度の整備にあたっては、この条例の定めを最大限尊重します。

(定義)

第三条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによります。

- 一 市民 市内に住む人、市内で働く人、学ぶ人、市民活動をする人又は市内に事務所を有する法人をいいます。
- 二 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- 三 協働 市民及び市が、それぞれの責務と役割を自覚し、共通の目的を実現するために、共に協力することをいいます。
- 四 コミュニティ 地域や共通の関心によってつながった多様な組織及び集団をいいます。

第二章 まちづくりの基本原則

(情報共有の原則)

第四条 まちづくりは、市民及び市が、まちづくりに関する情報を共有して推進します。

(参加と協働の原則)

第五条 まちづくりは、市民の自主的な参加と、市民と行政の協働により推進します。

第三章 まちづくりにおける役割と権利・責務等

第一節 市民

(市民の権利)

第六条 市民は、まちづくりに参加する権利及び市政に関する情報について知る権利を有します。

(市民の責務)

第七条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりに参加するにあたっては、自らの発言と行動に責任を持ちます。
(子どもの権利)

第八条 子どもは、人格を持った一人の人間として尊重されるとともに、まちづくりに参加する権利を有します。
(コミュニティ)

第九条 市民は、生きがいをもって安心して暮らすために形成されたコミュニティが、まちづくりの担い手であることを認識し、守り育てることに努めます。

2 市民及び市は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重します。
(男女共同参画)

第十条 市民は、性別にとらわれることなく一人の人間として尊重され、それぞれの個性を発揮して、まちづくりに参加します。

第二節 市議会

(市議会の責務)

第十一条 市議会は、市の意思決定機関として、行政運営が常に民主的で効率的に行われているかを調査・監視するとともに、政策立案等を行い、市民の意思が市政に反映されるよう活動します。

2 市議会は、その保有する情報を公開し、市民と情報を共有して、開かれた議会運営を行います。

第三節 執行機関

(市長の責務)

第十二条 市長は、この条例に基づいて市政を運営し、市民の負託に応えて、市民の福祉の向上のために市政を執行します。

(執行機関の責務)

第十三条 市の執行機関は、その権限と責任において、誠実に職務を執行します。

2 市は、市の組織について、市政課題に効率的かつ柔軟に対応できるものとし、かつ、市民にわかりやすいものになるよう整備します。

(職員の責務)

第十四条 市の職員は、常に研鑽に努め、まちづくりの基本原則に基づき、市民の立場に立って、誠実かつ公平に職務を遂行します。

(財政運営)

第十五条 市は、長期的展望に立った計画的な財政運営に努め、財源を効果的かつ効率的に活用する健全財政を図ります。

(行政評価)

第十六条 市は、行政サービスの質的向上を図り、市民にとってより満足度の高い市政を推進するため、行政評価を実施します。

(説明責任)

第十七条 市は、政策立案から実施及び評価の過程について、市民に明らかにし、わかりやすく説明します。

(意見・要望等の対応)

第十八条 市は、市民の市政に関する意見・要望等に迅速かつ適切に調査し、誠意をもって応答します。

第四章 まちづくりの基本原則に基づく仕組み

第一節 総合計画等の策定

第十九条 市は、総合計画等の策定にあたっては、この条例の基本原則に基づき行います。

第二節 情報共有の推進

(情報の公開及び提供)

第二十条 市は、市が保有する情報を積極的に公開するとともに、市民にわかりやすく提供します。

(個人情報保護)

第二十一条 市は、市が保有する個人情報に関して、個人の権利や利益が侵害されることのないように、個人情報の保護を行います。

第三節 参加と協働の推進

(審議会等への参加)

第二十二条 市は、審議会等を設置する場合において、市民委員を公募することに努めます。

(パブリックコメント手続制度)

第二十三条 市は、基本的な政策などの策定にあたっては、パブリックコメント手続制度を活用し、政策などの形成過程における公平の確保と透明性を図ります。

(多様な参加と協働の機会の拡充)

第二十四条 市は、まちづくりの企画立案、実施及び評価の過程において、市民の多様な参加と協働の機会の拡充に努めます。

(市民活動の推進)

第二十五条 市民及び市は、市民が自発的に行う公益性のある活動を推進します。

(住民投票制度)

第二十六条 市長は、本市に関わる重要事項について、広く市民の意見を直接問う必要がある場合は、その事案に応じ、別に条例を定め、住民投票を実施することができます。

第五章 国や他の自治体との連携

第二十七条 市は、共通の課題を解決するために、国、福島県及び他の市町村と相互に連携を図り協力することに努めます。

第六章 条例の検討及び見直し

第二十八条 市は、まちづくりの推進状況や社会状況の変化に対応し、条例の検討及び見直しをするとともに、別に定める市民の意見を反映するための委員会を設置します。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行します。